



紙類やプラスチック類等は市の焼却施設で受入れできません 各事業所でごみの分別を徹底してください！

日頃より、事業者の皆様には、事業活動に伴って発生するごみの減量や適正処理に取り組んでいただいているところですが、このたび、事業系ごみの分別と減量を図るために、市条例の中で、事業系一般廃棄物の適正な分別・排出に係る規定などを新たに決めました。

事業者の皆様におかれましては、ごみの適正な分別・排出処理にご協力をお願い致します。

燃やすごみ

- ①生ごみ（※1）
（できるだけ水分、油分を除く）
- ②汚れた紙類、リサイクルできない紙類
- ③繊維くず（※2）
- ④木製品等の木くず など（※2）

（※1）生ごみのリサイクル（肥料や飼料など）へのご協力をお願いします。

（※2）建設業など、業種によっては産業廃棄物に該当します

燃やすごみに混ぜてはいけないもの

- ①紙類（例）段ボール、新聞紙、雑誌、ボール紙、オフィス紙、機密書類、シュレッダー紙、紙パック など
- ②産業廃棄物
 - プラスチック類
（例）プラスチック製の製品や容器包装、ペットボトル、発砲スチロール など
 - その他の産業廃棄物
（例）カン、ビン、金属類、ガラス類、油など
- ③植木剪定材
- ④資源化可能な布類

平成25年1月から搬入物検査を強化します！

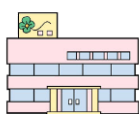
市の焼却施設へ搬入される事業系ごみへの資源物や産業廃棄物の混入を防止するため、平成25年1月から、搬入された事業系ごみのごみ投入検査機を設置し、搬入物検査を強化します。



搬入物検査の様子

行政処分が科される場合があります

市条例の改正により、事業系ごみが適正に分別されていないときは、事業者に対して、受入拒否などの行政処分を科することができるように定められました。



店舗・事業所から排出されたごみが、搬入物検査等により適正に分別されていないことが発見された時は、排出方法に従うよう指導します。それでも適正に分別しない時には、勧告、公表、命令、受入拒否といった行政処分を科す場合があります。



処理施設に搬入する者が、資源物や産業廃棄物を混載して搬入していることが搬入物検査等で発見された場合は、当該搬入に係る受入拒否を行う場合があります。

※収集運搬許可業者が悪質な違反を行う場合は、許可を取り消す場合があります。

（注）事業活動に伴って発生した廃棄物は、地域のクリーンステーション（ごみ集積所）に出せません。

お問合せ先 鎌倉市環境部資源循環課（☎0467-61-3396）